

会 議 録

会議名称	第144回八王子市青少年問題協議会	
開催日時	平成17年2月22日(火) 午後2時30分～午後4時00分	
開催場所	八王子市役所903会議室	
出席者	八王子市議会議長 八王子市議会文教経済委員長 八王子市議会厚生水道委員長 八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 八王子地区保護司会 八王子市立中学校校長会代表 八王子市立小学校校長会代表 八王子市立中学校PTA連合会代表 八王子市立小学校PTA連合会代表 八王子市地域婦人団体連絡協議会代表 八王子市教育委員会教育長 八王子保健所長 東京保護観察所八王子支部長 多摩少年院長 八王子少年鑑別所長 八王子市助役 八王子市生活安全部長 八王子市教育委員会事務局生涯学習スポーツ部長 委員17名、代理出席1名、欠席8名 八王子警察署生活安全課長 高尾警察署生活安全課長 八王子市児童青少年課長 幹事3名	萩生田 富司 委員 小林 信夫 委員 山越 拓児 委員 白石 好伸 委員 山本 喜一 委員 川口 法正 委員 世古 潤 委員 伊藤 大輔 委員 坂本 一枝 委員 山田 いと子 委員 石川 和昭 委員 上木 隆人 委員 長沼 秀明 委員 (代理出席・観察課長) 吉田 秀司 委員 中島 富美子 委員 斉藤 好平 委員 村山 博夫 委員 高橋 昭 委員 沼田 幸一 幹事 山口 紀浩 幹事 宮崎 幸雄 幹事
	事務局 こども家庭部 小林部長 こども家庭部こども政策課 天野課長、鈴木主査、永井主任、芝田主事、土屋主事	

配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子市青少年健全育成基本方針について（案） ・ 八王子市青少年健全育成基本方針（案） ・ 八王子市青少年健全育成基本方針パンフレット（案） ・ <参考資料> 第1回八王子市青少年問題協議会分科会 ・ 平成17年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について ・ 八王子市青少年問題協議会条例施行規則 ・ 八王子市青少年問題協議会条例 ・ 八王子市青少年問題協議会分科会設置要綱 ・ 平成16年度青少年健全育成事業について ・ 青少年健全育成環境等実態調査結果 ・ 八王子市こども育成計画（素案） ・ 東京都青少年の健全育成に関する条例のあらまし ・ 東京都青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（条例案概要） ・ 八王子市青少年対策地区委員会活動事業（抜粋） ・ 保健所における青少年関連事業報告 ・ 16年度治安対策に関する取組状況 ・ 八王子市安全・安心まちづくり指針（概要版） ・ 八王子市青少年問題協議会名簿 ・ 八王子市青少年問題協議会座席表
------	--

内容	1 開会 2 委員紹介 3 副会長選出 4 議事 (1) 協議事項 ア 八王子市青少年健全育成基本方針について イ 平成 17 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について (2) 報告事項 ア 八王子市青少年問題協議会条例施行規則改正について イ 平成 16 年度青少年健全育成事業について ウ 八王子市こども育成計画(素案)について エ 東京都青少年の健全な育成に関する条例について (3) 情報交換 ア 少年非行の現状と補導状況について イ 八王子市青少年対策地区委員会活動事業 ウ 保健所における青少年関連事業報告 エ 16 年度治安対策に関する取組状況 5 閉会
----	---

議 事

1 開会 2 委員紹介 3 副会長選出 【事務局から説明】 ・ これまで副会長であった八王子市青少年対策地区委員会代表の梅田委員が平成 16 年 10 月 31 日をもって、学識経験者の 2 年の任期が終了したため、副会長が空席になっている。副会長の選出を八王子市青少年問題協議会条例第 4 条に基づき、委員の互選により行いたい。 【意見・質問】 ・ これまでも青少対代表の委員に副会長をお願いしてきたので、白石委員を推薦する。 副会長は青少年対策地区委員会連絡会代表の白石委員に決定 署名委員は小学校校長会代表の世古委員に決定
--

4 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針について

【事務局からの説明】

平成 16 年度青少年問題協議会分科会における協議の経緯

- ・ 平成 16 年 2 月 26 日の第 143 回青少年問題協議会において分科会の設置が決定され、平成 16 年度において 3 回実施された。
- ・ 第 143 回青少年問題協議会において、それまで毎年策定してきた「青少年健全育成基本方針」は、長期方針として策定する。また、重点目標を単年度ごとに策定することに決定した。
- ・ それを受けて分科会で協議を行い、重点目標及び具体的な取組等の原案が策定された。
- ・ 7 月 26 日の第 1 回分科会では、各団体から提出された平成 15 年度の取組を基に議論・意見交換を行い、平成 16 年度の取組についての報告を行った。
- ・ 11 月 22 日の第 2 回分科会では、平成 17 年度以降の基本方針の基本的取組について議論した。
- ・ 1 月 14 日の第 3 回分科会では、平成 17 年度の重点目標等を含めた「青少年健全育成基本方針」について議論し、分科会としての案を策定した。

提案事項(1) 八王子市青少年健全育成基本方針について

- ・ 平成 16 年度の基本方針の内容を、そのまま平成 17 年度～平成 21 年度まで(5 年間)の継続した基本方針とする。
- ・ 「家庭・学校・地域の連携のもと、健全な八王子っこを育てよう」という目標のもと、「家庭での取組、学校での取組、地域での取組、市及び関係行政機関」という 4 つの柱で取組むことは継続すべきという意見が多く、そのようにしたい。

提案事項(2) 平成 17 年度の重点目標について

- ・ 分科会での議論の中で、「あいさつ」が健全育成の基本であるということから、「元気なあいさつで心のふれあいを」を平成 17 年度の重点目標にする。
- ・ 重点目標は、単年度ごとに前年度の評価・検証をした上で策定する。

提案事項(3) 平成 17 年度の具体的取組について

- ・ 基本方針の 4 つの柱である「家庭・地域・学校・行政」に合わせて、それぞれの取組を設定した。
- ・ 各団体においては、この取組に沿って具体的な取組を行っていくこととし、その内容は平成 17 年度の分科会で協議・確認していく。

【意見・質問】

青少年に関する方針やこども育成計画など様々な方針・計画があり、関連性が分からない。統一した方針とそれに基づいた計画が必要。5 年間継続する方針ができるのであれば、それに沿った計画がづくられなければ方針の意味がない。

事務局

計画は個別のものではなく、あくまでも一体となり、共通の取組としてやりたい。

スポーツ振興計画については、中学校の部活動の活性化が非常に大事。

召集をかけた会長が欠席している会議はいかなものか。

事務局

会長は体調不良で欠席。会長が不在の時には副会長が職務を代理する。

< 提案事項（１）八王子市青少年健全育成基本方針について >

基本方針案は各団体が取組むべきことを示している。この基本方針を年度にわたって継続し、具体的なことは各団体が取組んでいけば良いのではないか。

原案のとおり決定した。

< 提案事項（２）平成 17 年度の重点目標について >

元気なあいさつは当たり前のことだが、当たり前のことができないのが今の世の中。ふれあいのなくなった家庭にふれあいを戻すにはあいさつが良い。あいさつは一番の基本である。

学校ではあいさつをするが、地域・家庭の中であいさつがあまりできていないことを、家庭や保護者に伝えていきたい。学校では担任が子どもを迎える際にあいさつするようにしている。あいさつを重点目標にするのは良い。

原案のとおり決定した。

< 提案事項（３）平成 17 年度の具体的取組について >

行政の取組で「仲間づくり」「仕組みをつくりまします」とあるが、どのように行うのか。もう少し内容を具体的にしてほしい。

事務局

具体的な内容は各所管の取組。実態に合わせた仕組み、仲間づくりになる。今年度の途中の時点でどんなものができたのか報告があるのか。

事務局

分科会の中で意見交換をしながら進める。

「つくる」と「作る」は表記を統一するべき。

パンフレットを開いた中にも重点目標に向けた具体的取組が出てきた方が良い。

原案のとおり決定した。但し「つくる」の表記は統一する。

< 各団体の活動状況、平成 17 年度の取組への意見 >

まず自分からあいさつするように各 PTA に広めていきたい。

あいさつの標語を募集し、市で表彰・掲示をすれば成果が上がるのではないか。具体的な方法を分科会で検討してほしい。

イ 平成 17 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

【事務局から説明】

- ・ 推進区域は平成 4 年から 26 地区で実施。
- ・ 平成 17 年度は長房地区、館地区の 2 地区から申請を受けている。

原案のとおり了承した。

(2) 報告事項

ア 八王子市青少年問題協議会条例施行規則改正について

【事務局から報告】

- ・ 平成 15 年度の第 143 回青少年問題協議会において、本改正が承認された。
- ・ 第 3 条の改正で協議会は年 1 回の開催とし、随時臨時会を開けるようになった。
- ・ 分科会設置要綱により年 3 回分科会を開催することになった。

【意見・質問】

条例施行規則に分科会の存在が明示されていないが理由はあるのか。

事務局

条例施行規則は本協議会について定めている。総務部法制課と調整した上で、分科会は要綱設置とした。

イ 平成 16 年度青少年健全育成事業について

【事務局から報告】

- ・ 青少年対策地区委員会が中学校区を単位とした 36 地区で、地域の実状に応じた活動を推進した。地域環境浄化活動、地域内パトロール、講演会、クリーン活動などを実施した。
- ・ 青少年育成指導員 223 名を委嘱中。各地域の実状に応じて活動を行った。
- ・ 広報誌「はぐくみ」を発行し、情報提供・健全育成を図った。

【意見・質問】なし

ウ 八王子市こども育成計画（素案）について

【事務局から報告】

- ・ まちづくり、安全、働き方など幅広い計画内容である。
- ・ 平成 16 年 12 月にこども政策推進協議会から計画の素案が提出された。
- ・ 市民の方からの意見も取り入れ計画を策定している。今年度中に策定し、4 月から推進する。

【意見・質問】なし

エ 東京都青少年の健全な育成に関する条例について

【事務局から報告】

- ・ 平成 16 年改正内容の報告（パンフレットの紹介）
- ・ 改正条例案の報告（インターネットの利用及び青少年の性に対するかかわり方）

【意見・質問】なし

（ 3 ） 情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

【報告】八王子警察署生活安全課 沼田課長

< 八王子警察署管内の状況 >

- ・ 少年（未成年者）の取扱い 729 名
- ・ 少年（未成年者）の地検送致 523 名
年齢別：13 歳以下 13 名、14 歳 63 名、15 歳 102 名、16 歳 103 名、17 歳 56 名、18 歳 78 名、
19 歳 100 名、20 歳以上 8 名
学職別：小学生 8 名、中学生 126 名、高校生 174 名、専門学校生 22 名、大学生 95 名、
短大生 2 名、有職者 37 名、無職者 59 名
内容は強盗致傷など雑多
- ・ 他地区と比較して多い少ないは一概に言えないが、多い傾向にあると考えられる。幸いケガ人が出なかったが、市内の学校でも刃物で同級生を追い回す事件もあった。
- ・ 青少年の性問題も取り上げてほしい。中高生の売春もあり、性の問題で子どもをサポートする必要がある。エイズなど性病に関する知識が非常に低い。

【報告】高尾警察署生活安全課 山口課長

< 高尾警察署管内の状況 >

- ・ 深夜徘徊や喫煙などによる補導が約 2000 名。
- ・ 犯罪少年は 173 名、うち中高生を含む 35 名を逮捕。
- ・ 今年 1 月までの検挙は 18 名、うち 2 名を逮捕。
- ・ 去年の夏ごろからいじめに端を発した暴行、カンパという名での恐喝が増えている。警察に被害届が出ないと認知できないので認知以外の件数もあるのではないかと。
- ・ 深夜徘徊は夜 11 時以降の徘徊で、普通の親なら分かる。認識しながらも家庭で対応できていないのではないかと。
- ・ 兄弟で逮捕されるケースが何件かある。家庭でのしつけとあわせて、行政、警察でしっかりやっていく必要がある。
- ・ 19 歳大学生がお金はもっているのに使うのが惜しいからと本を万引きした。家庭でのお金の使い方の教育も必要。

イ 八王子市青少年対策地区委員会活動事業

【報告】青少対 白石副会長

- ・ 中学校区単位で36地区があり、様々な活動を行っている。
(音楽会、スポーツ大会、講演会、クリーン活動など)

ウ 保健所における青少年関連事業報告

【報告】八王子保健所 上木委員

- ・ 学校で実施する健康教育を支援している(アルコール、薬物、性感染症等)。
- ・ 普及啓発のための講演会を実施(薬物、障害児、思春期問題)。
- ・ 思春期相談を定期的に行っている。
- ・ 匿名でエイズ検査を行っている。毎年1000件を受付け。10代が約1割、20代が約5割、八王子在住かは不明。6割が口コミでの受診である。都内のエイズ感染者は2530人、発症している患者は991人。

エ 16年度治安対策に関する取組状況

【報告】八王子市生活安全部 村山委員

- ・ つきまとい勧誘行為防止パトロールを実施。勧誘する人の数が少なくなっている。
- ・ パトカーと同じ配色の安全パトロールカーによる巡回を実施
- ・ 犯罪発生情報・防犯情報を提供。町会・自治会・管理組合等に週一回犯罪情報を発信している。
- ・ 不審者対策としてパトロール実施、公用車に「安全・安心パトロール実施中」のステッカーを貼り付けている。
- ・ 毎月20日を「八王子防犯の日」と定め、防犯意識を高める契機としている。
- ・ 「安全・安心まちづくり指針」を策定した。
- ・ 地域防犯パトロールを支援。
- ・ 防犯の集い、生活安全対策協議会、暴走族追放推進連絡協議会を開催。
- ・ みなみ野駅前のスーパー前に交番、南大沢地区に警察署が新設される。

青少対 白石副会長

- ・ 青少年健全育成基本方針が決まった。各団体に持ち帰って具体的、積極的に進めてほしい。

5 閉会